

## 介護保険制度における軽度者に対する福祉用具貸与に関する意見

2007年3月29日

全日本民主医療機関連合（全日本民医連）

東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F

今般の「軽度者に対する福祉用具貸与の取り扱いについて」では、状態の変化、急性増悪、医学的判断など、疾病その他の原因による例外給付の対象の拡大、主治医の意見やサービス担当者会議等の判断を尊重するしくみの導入などが示されています。軽度者にとっての特殊寝台等の必要性、利用実態がふまえられた内容が盛り込まれているものと判断しています。

しかし、現状の利用者の困難を打開していく上では不十分な点があり、また、市町村の運用の仕方によっては改善につながらない危険性もはらんでいると考えます。

以下6点の見直しを重ねて求めます。

(1)「例外給付の対象とすべき事案」は標記3事案にとどめず、運動器疾患にともなう動作、移動の困難なケースを加えることをふくめ、例外給付の対象を拡大すること

昨年実施した全日本民医連の事例調査(266事例の分析)では、上記の疾患・状態を有する高齢者について、特殊寝台を利用できず布団での起居となると、病態や状態によっては寝返りが不可能になったり、起き上がり、立ち上がりが困難になる等により、排泄時(トイレ歩行)の支障、寝たきりになる可能性が生じることが指摘されています

(2)定期的な実態調査の実施と利用状況を検証につとめ、利用者の実情に見合った改善を積み重ねていくこと

(3)「判断方法の運用」にあたっては、医師の医学的判断、サービス担当者会議等を経たケアマネジメントの結果が尊重され、市町村の独自解釈(ローカルルール)によって必要な利用が制限されないよう、市町村に対して適切な指導・助言を行うこと

(4)今回の規定は、今後新規に発生する利用についても対象とすること

(5)利用の打ち切りに伴い自費で利用を継続している利用者に対して、保険給付への移行が円滑に行われるよう必要な条件整備をはかること

(6)「例外給付」であることを前提とした判断方法の見直しにとどめず、特殊寝台貸与の判断基準として、直近の認定調査項目において「ベッド柵につかまれば寝返り・起き上がりができる」「ベッドをギャジアップすれば起き上がりができる」に該当する場合を保険給付の対象とすること

以上